

藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

制定 平成27年4月1日
改正 令和5年9月1日

(目的)

第1条 ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るために、より良い条件での就業や転職を支援することが必要であるが、ひとり親家庭の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することを目的として給付金を支給すると共に、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による給付金を支給することとし、これらについて必要な事項を定める。

(給付金の種類)

第2条 この要綱により支給する給付金は、次の各号の給付金の種類に応じ、当該各号に定める内容とする。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するもの。
- (2) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するもの。
- (3) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した際に支給するもの。

(支給対象者)

第3条 本事業の支給対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (3) 支給対象者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(4) 申請時において、納期の到来している市税を滞納していないこと。

(対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合、本事業の対象としない。

(支給額等)

第5条 支給する給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 受講開始時給付金

ア 通信制による受講

支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用の40%に相当する額（10万円を上限とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。）

イ 通学又は通信制併用による受講

支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用の40%に相当する額（20万円を上限とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。）

(2) 受講修了時給付金

ア 通信制による受講

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の70%に相当する額（17万5千円を上限とする。）から、受講開始時給付金として受給した額を差し引いた額。

イ 通学又は通信制併用による受講

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の70%に相当する額（30万円を上限とする。）から、受講開始時給付金として受給した額を差し引いた額。

(3) 合格時給付金

ア 通信制による受講

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の30%に相当する額又は25万円から受講開始時給付金及び受講修了時給付金を控除した額を比較して低い方の額。

イ 通学又は通信制併用による受講

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の30%に相当する額又は40万円から受講開始時給付金及び受講修了時給付金を控除した額を比較して低い方の額。

(事前相談の実施)

第6条 受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けるとする支給対象者は、高卒認定試験合格のための講座の受講計画について

てあらかじめ、市に相談するものとする。

(受給要件の審査及び対象講座の指定に関する手続き)

第7条 本給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親は、支給対象者が受講する講座について「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」（第1号様式）（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を市長に提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、その内容を審査し、対象講座の指定を行った場合には、「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」（第2号様式）（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により当該ひとり親家庭の親に通知するものとする。
- 3 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略できることとする。
 - (1) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている場合は、児童扶養手当証書（番号の確認でよい）
 - (2) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けていない場合は、次に掲げる書類すべて
 - ア 当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は全部事項証明
 - イ その世帯全員の住民票の写し
 - ウ 当該ひとり親家庭の親及び同一の世帯に属する者の当該年度（4月から7月までに申請する場合は前年度）の所得証明書

(給付金の支給手続き)

第8条 受講開始時給付金の支給の申請は、受講開始日から起算して30日までの間に、「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」（第3号様式）（以下「支給申請書」という。）に次の書類等を添付して行わなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することとする。

- (1) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている場合は、児童扶養手当証書の提示。
- (2) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けていない場合は、次に掲げる書類すべて
 - ア 当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は全部事項証明
 - イ その世帯全員の住民票の写し
 - ウ 当該ひとり親家庭の親及び同一の世帯に属する者の当該年度（4月から7月までに申請する場合は前年度）の所得証明書
- (3) 受講施設の長が、受講者の受講の開始したことを証する在学証明書等
- (4) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

等

- 2 受講修了時給付金の支給の申請は、受講修了日から起算して30日までの間に、申請書に次の書類等を添付して行わなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することとする。
- (1) 前項第1号、第2号又は第4号に定める書類等
- (2) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書等
- 3 合格時給付金の支給の申請は、合格証書に記載されている日から起算して40日までの間に、申請書に次の書類等を添付して行わなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することとする。
- (1) 第1項第1号、第2号又は第4号に定める書類等
- (2) 文部科学省が発行する合格証書の写し
- 4 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、前3項の申請について、申請期間を過ぎた申請を受理することができる。
- 5 市長は、第1項から第3項の規定による支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給（不支給）決定通知書」（第4号様式）（以下「支給決定通知書」という。）により当該ひとり親家庭の親に通知するものとする。

（給付金の返還）

第9条 市長は、当該ひとり親家庭の親が偽りその他不正の手段により受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けたとき、又は支給要件に該当しなくなったときは、支給額に相当する金額の全部又は一部を受給者から返還させることができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年5月1日より施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公表の日より施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和4年3月31日までに修了した講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、通信、通学の別にかかわらず、なお従前の例により次のとおりとする。

(1) 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の60%に相当する額（15万円を上限とする。）

(2) 合格時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額又は25万円から受講修了時給付金を控除した額を比較して低い方の額。

3 令和5年3月31日までに受講開始した講座に係る受講開始時給付金、修了した講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、通信、通学の別にかかわらず、なお従前の例により次のとおりとする。

(1) 受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用の30%に相当する額（7万5千円を上限とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。）

(2) 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の60%に相当する額（15万円を上限とする。）から、受講開始時給付金として受給した額を差し引いた額。

(3) 合格時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額又は25万円から受講開始時給付金及び受講修了時給付金を控除した額を比較して低い方の額。